

宮崎県土地利用基本計画の変更（案）に係る補足説明資料

1 宮崎県土地利用基本計画について

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条及び同法施行令第2条の規定に基づき都道府県が定めるもので、計画図と計画書からなります。

今回の変更（案）は計画図の変更になります。

(1) 計画図

縮尺5万分の1（総括図は20万分の1）の地図に次の5地域の区域を表示したものです。

地域区分	地域別の概要
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）によって都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）によって農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域で、森林法（昭和26年法律第249号）で規定する国有林の区域又は地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成しており、その自然環境の保全を図る必要がある地域で、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）によって原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

(2) 計画書（今回、計画書の変更は行われません。）

次の3つの事項について定めています。

- ア 土地利用の基本方向
- イ 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- ウ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

2 今回の変更内容

以下のとおり、宮崎県土地利用基本計画における計画図の地域を変更します。

※案件毎の詳細につきましては、「宮崎県土地利用基本計画の変更について（案）」（以下「変更（案）資料」と記載します。）を御参照ください。

なお、太陽光発電事業については、県による環境影響評価の対象に「太陽電池発電所」を追加して、太陽光発電事業の規模要件を従来の「50ヘクタール以上」から、より小規模の「35ヘクタール以上」に変更することを予定しています。

※変更の内容につきましては、参考資料2を御参照ください。

【整理番号1】

(1) 場所

日向市、門川町 ※変更（案）資料6ページを御覧ください。

(2) 変更内容

森林地域が減少（37ha）し、その他の地域となります。

(3) 変更理由

太陽光発電設備用地として造成されたためです。

【整理番号2】

(1) 場所

日向市、門川町 ※変更（案）資料6ページを御覧ください。

(2) 変更内容

森林地域が減少（31ha）し、その他の地域となります。

(3) 変更理由

太陽光発電設備用地として造成されたためです。

【整理番号3】

(1) 場所

三股町 ※変更（案）資料9ページを御覧ください。

(2) 変更内容

農業地域が減少（13ha）し、宅地や道路となります。

(3) 変更理由

市街化、宅地化が進んだためです。既に現況としては宅地として利用されています。